

華誠の知的財産権ニュースレター

2025 年 05 月 第九十七期

目 次

特 許

2024 年特許調査報告シリーズ —— テーマ 3：特許保護環境の持続的改善 2

知的財産権

中国国家知識産権局、「2024 年世界五局主要統計指標インフォグラフィック」を公表 6

最高人民法院：2024 年、全国の裁判所における知的財産権関連事件の新規受理件数は約 53 万件に 6



公式サイト：www.watsonband.com

E メール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特 許

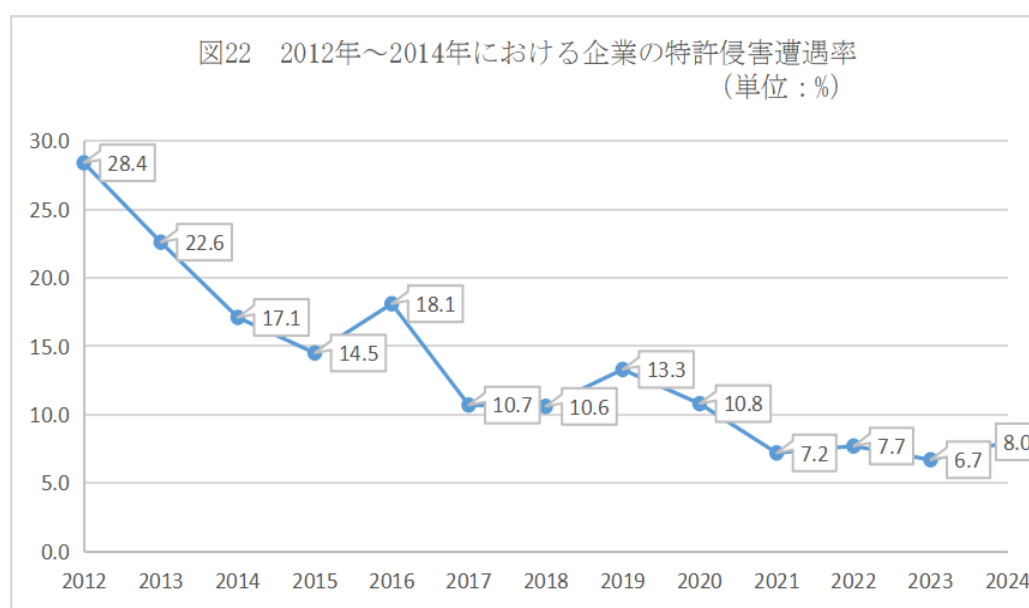
2024 年特許調査報告シリーズテーマ 3：特許保護環境の持続的改善

2024 年の調査によると、中国の企業特許権者の特許権侵害遭遇率は全体的に減少傾向にあり、企業が特許侵害後に取りうる権利行使措置はより多様化している。また、企業は行政および司法による権利行使の効果をより高く評価している。

（一）特許権侵害多発現象の効果的な抑制

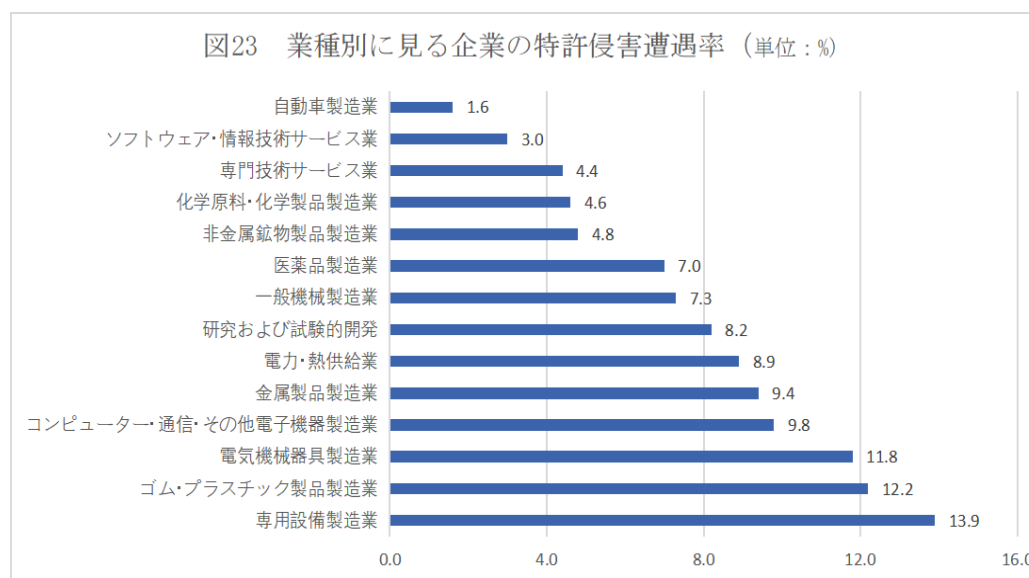
1. 特許権者侵害遭遇率の低水準維持

2024 年の調査によると、中国の企業特許権者が特許侵害に遭遇した割合は 8.0% であり、2023 年（6.7%）に比べて 1.3 ポイント上昇したものの、「第 14 次五カ年計画」期間中は全体的に安定した水準を維持している（図 22 参照）。



2. 専用設備製造業、ゴム・プラスチック製品業、電気機械・器材製造業

業種別に見ると、専用設備製造業で特許侵害に遭遇した企業の割合は 13.9%、ゴム・プラスチック製品業では 12.2%、電気機械器具製造業では 11.8% と、他の業種に比べて比較的高くなっている（図 23 参照）。

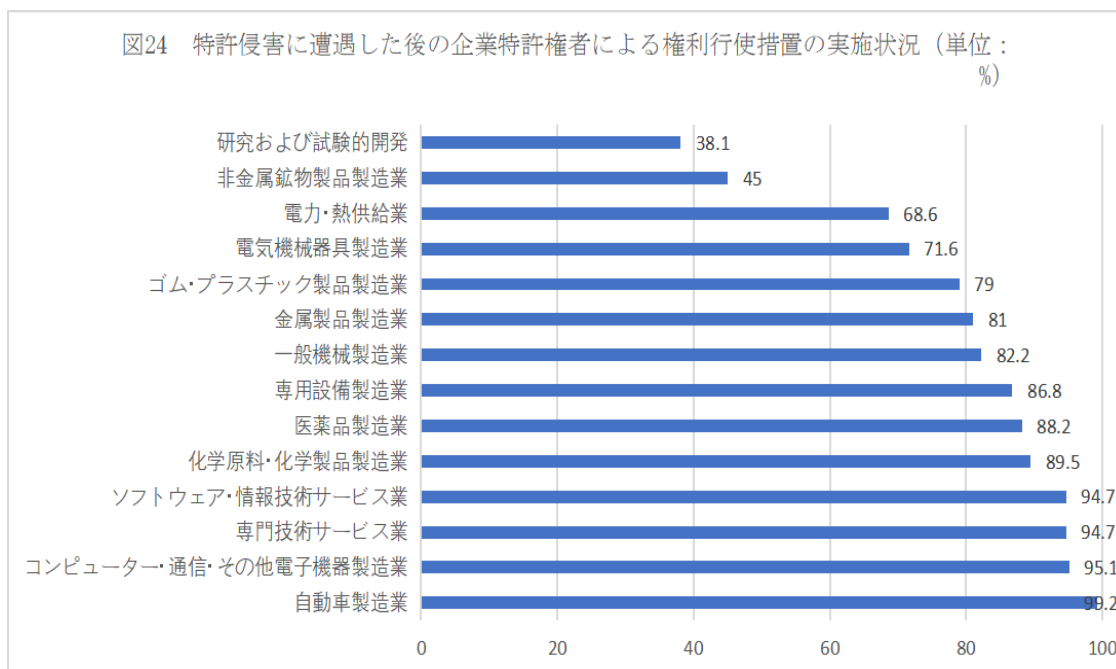


特 許

(二) 企業特許権者の権利行使意識のさらなる強化

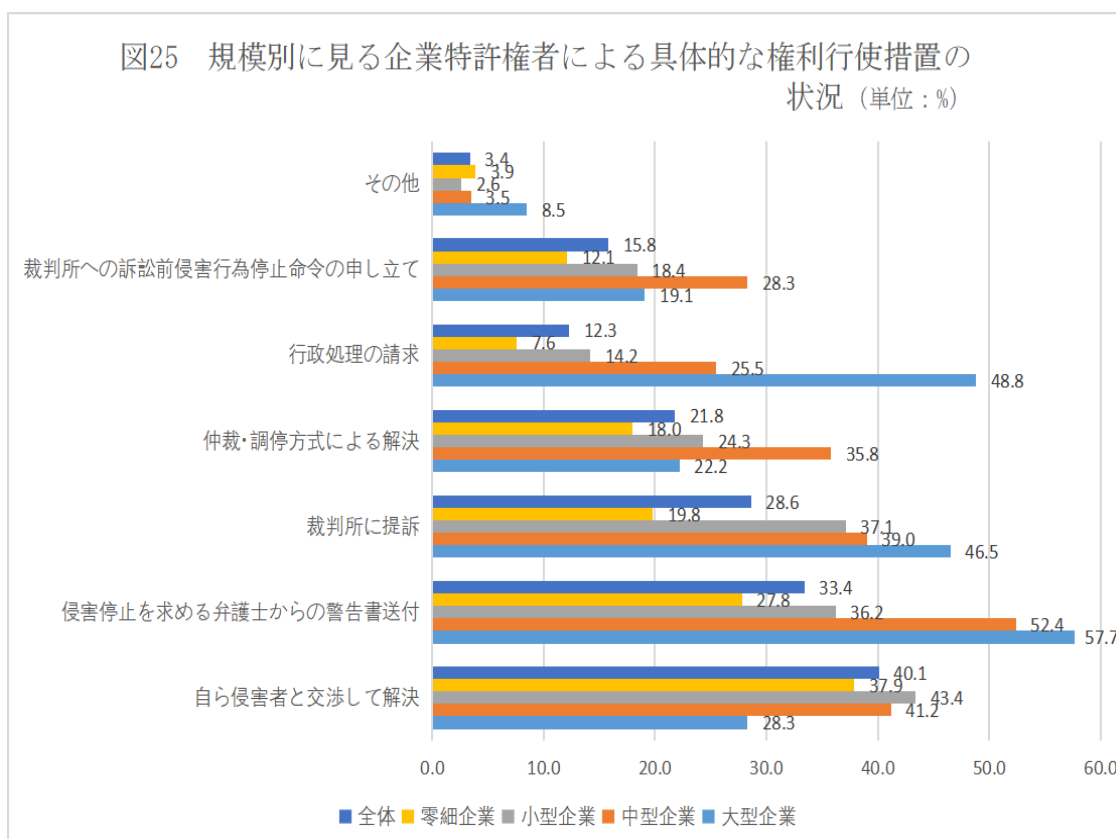
1. 企業特許権者の積極的な特許侵害対応

2024 年、中国の企業特許権者が特許侵害に遭遇した後、権利行使措置を講じた割合は 84.1%であり、前年（83.1%）から 1.0 ポイント上昇した（図 23 参照）。



2. 権利行使手段の多様化

特許権侵害を経験した企業のうち、61.9%が 2 つ以上の対応措置を講じ、34.9%が 3 つ以上の対応措置を講じており、いずれも前年を上回っている（図 25 参照）。

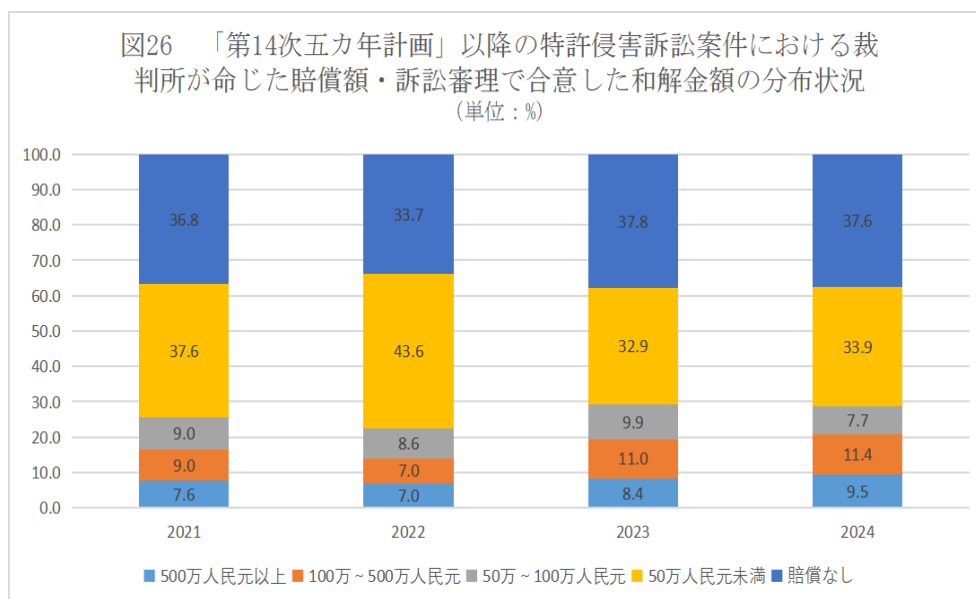


特 許

（三）特許侵害訴訟における高額賠償の割合の持続的上昇

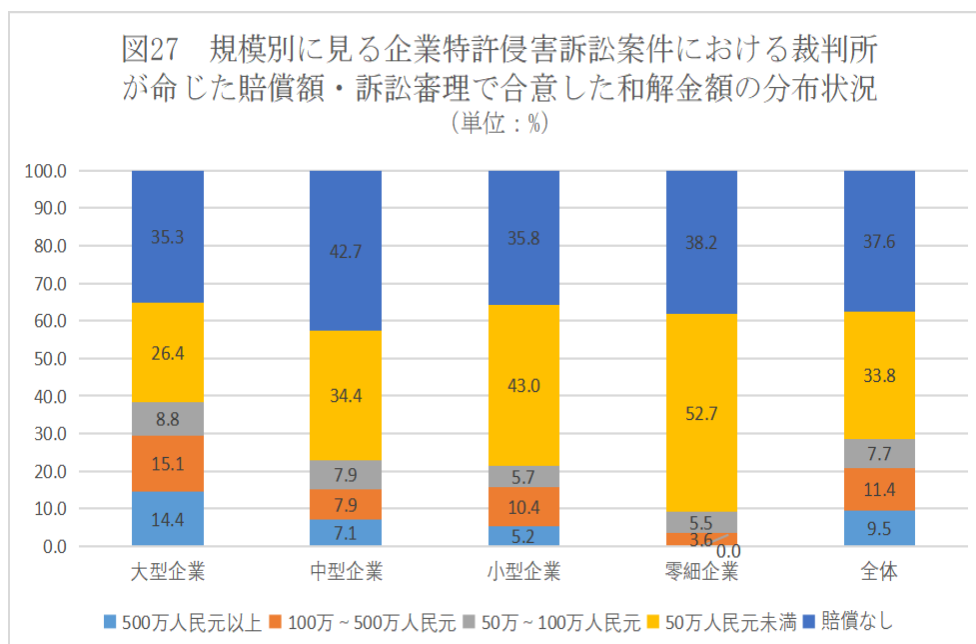
1. 企業特許侵害訴訟における高額賠償の割合が1割に

2024年の調査によると、企業特許権者が侵害訴訟に関与する割合は3.0%であり、前年より0.6ポイント増加した。賠償金額を見ると、中国企業の特許侵害訴訟案件において、裁判所が判決で命じた賠償額、あるいは裁判所による調停または法廷外で合意した和解金額が500万元以上となった割合は9.5%であり、前年（8.4%）より1.1ポイント、2021年（7.6%）より1.9ポイント増加している。これは、特許侵害行為のコストが継続的に上昇していることを示している（図26参照）。



2. 特許侵害の高額賠償割合と企業規模は正の相関関係に

企業規模別に見ると、企業規模が大きいほど、高額賠償の割合が高い。大企業では、特許侵害訴訟案件における裁判所が命じた賠償額、訴訟審理で合意した和解金額が50万～100万元、100万～500万元、および500万元以上の区分に該当する企業の割合はそれぞれ8.8%、15.1%、14.4%であり、いずれも他の規模の企業よりも高い（図27参照）。



特 許

（四）多様な紛争解決メカニズムが広く認知される

2024 年の調査によると、行政処分、仲裁調停、および裁判所訴訟といった権利行使手段が期待通りの効果を果たしたと考える企業の割合が高く、それぞれ 81.5%、80.5%、79.9% である。一方、当事者間の話し合いや弁護士からの警告書送付といった権利行使手段が期待通りの効果を果たしたと考える割合は 65.0%

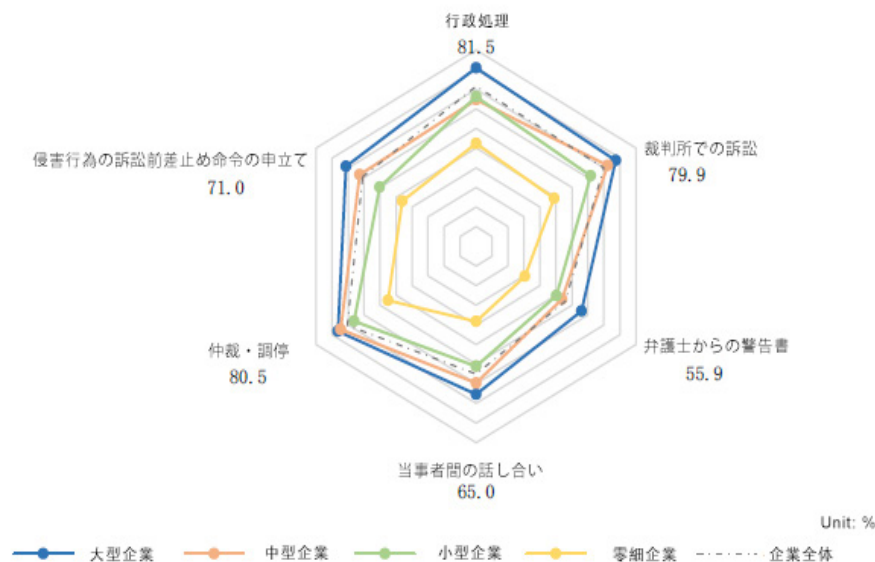
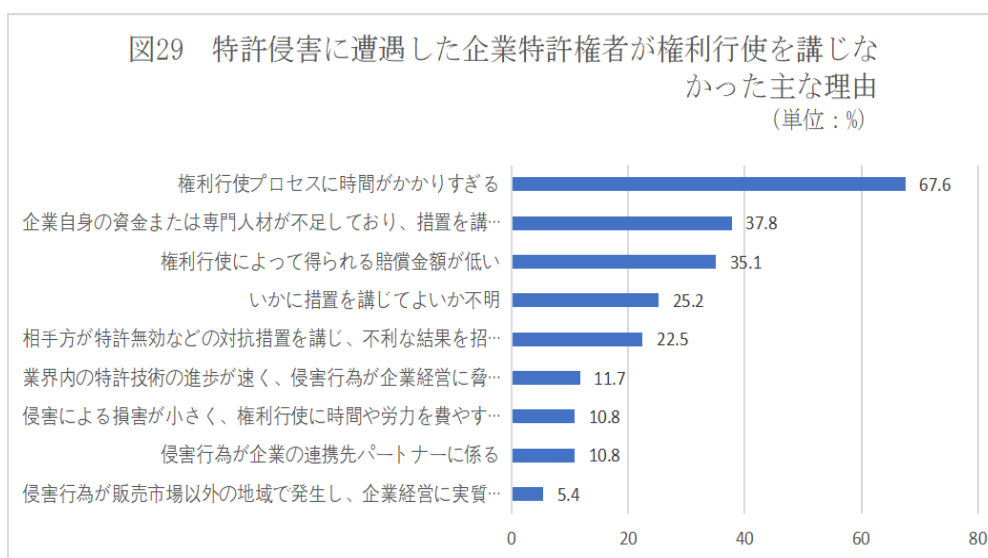


図28 各種特許侵害紛争処理結果に関する企業満足度

（五）権利行使コストが企業による特許に基づく権利行使の主要な考慮要素に

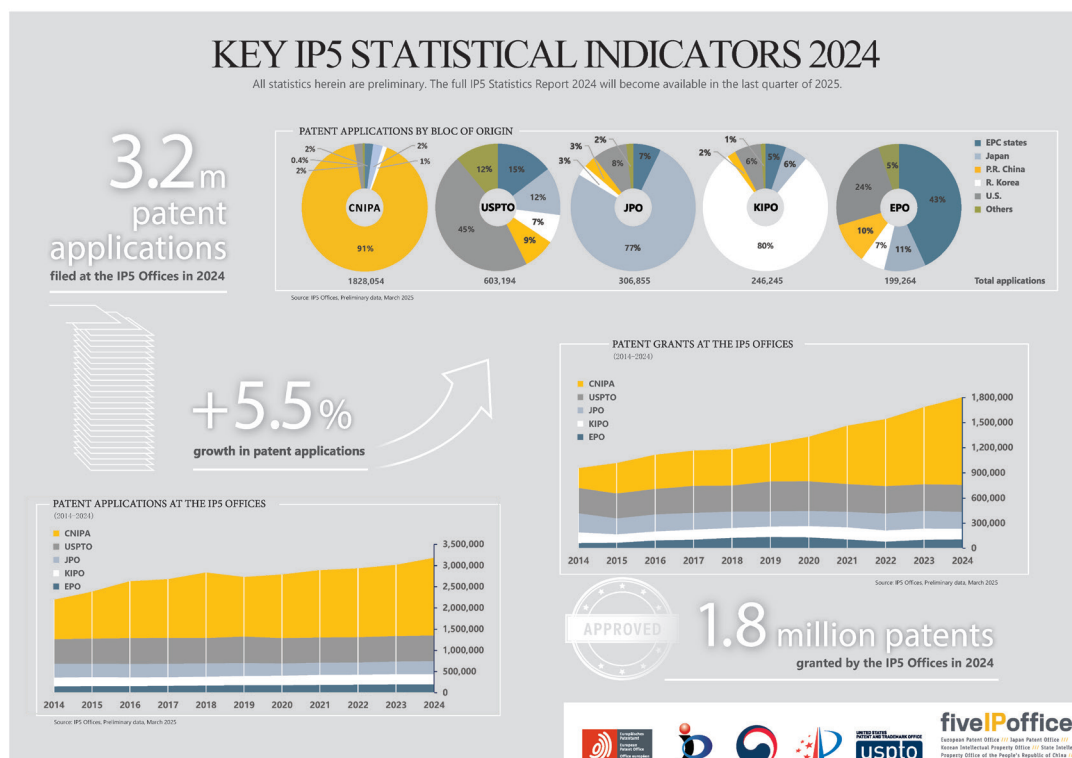
2024 年の調査によると、特許侵害に遭遇したにもかかわらず、いかなる権利行使措置も講じなかった理由として、「権利行使プロセスに時間がかかりすぎるため、権利行使を断念した」とする割合が最も高く、67.6% である。また、資金または専門人材の不足（37.8%）、賠償金額の低さ（35.1%）なども、企業が権利行使を断念する主な理由である（図 29 参照）。



（国家知識産権局より）

中国国家知識産権局、「2024 年世界五局主要統計指標インフォグラフィック」を公表

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、同局公式ウェブサイト上において「2024 年世界五局主要統計指標インフォグラフィック」を公表した（下図参照）。なお、完全版となる「2024 年五局統計報告書」は 2025 年第 4 四半期に公表される予定である。



（国家知識産権局より）

最高人民法院：2024 年、全国の裁判所における知的財産権関連事件の新規受理件数は約 53 万件に

2024 年 4 月 21 日、最高人民法院は『中国裁判所知的財産権司法保護状況（2024 年）』および知的財産権に関する代表的な判例 8 件を公表した。同報告によると、人民法院は訴訟保全や懲罰的賠償などの制度を法に基づいて適用し、権利侵害に対する代償や違法行為のコストを大幅に引き上げている。

全体として、2024 年における中国の知的財産権司法保護状況は以下の核心的特徴が見られる。

一、案件審理の質と効率の全面的向上

案件数と効率：全国の裁判所における知的財産権関連事件の新規受理件数は約 53 万件（第一審 47.99 万件）に達し、審理を終結した事件は 54 万件超（第一審 49.41 万件）となった。結審件数および審理期限内の結審率は引き続き上昇傾向を示し、控訴率や第二審における原判決の変更・差戻し再審率などの指標はいずれも改善を見せている。

知的財産権

厳格な保護措置：年間を通じて 460 件の民事侵害事件において懲罰的賠償が適用され、前年比 44.2% 増となった。中でも「新エネルギー自動車シャーシ」技術ノウハウ侵害事件においては、6.4 億円の賠償金が命じられ、革新的な典型事例として注目された。

紛争解決の成果：調停メカニズムを通じて多くの紛争が解決され、例えば最高人民法院による著名な映画の著作権侵害事件の調停後、映画著作権に関連する紛争事件は前年比 43.32% 減少した。

二、イノベーション保護の強化

重点分野における司法のカバレッジ：ビッグデータ、人工知能、バイオ医薬品などの重要技術分野の保護を強化し、戦略的新興産業に関連する事件の審理終結件数は全体の約 1/3 を占めている。

技術系事件の専門的審理：最高人民法院の知的財産権法廷は、過去 6 年間で約 2 万件の技術系事件を審理終結し、2024 年には発明特許侵害事件が 818 件に達した。とりわけ、集積回路や新エネルギーなどの分野における裁判の指導的役割が顕著である。

三、審判体系の改革深化

機構配置の最適化：全国の地方裁判所に設置された知的財産権法廷は 30 カ所に拡大され、558 の基層裁判所が知的財産権に関する民事事件の管轄権を有するようになったことで、管轄の階層の下位レベルへと移行した。

審判制度の革新：25 の高級裁判所、242 の中級裁判所、287 の基層裁判所において、知的財産権に関する民事・行政・刑事の三分野を同一の裁判体で扱う「三合一審理制度」の試行が行われ、司法保護の総合的効能が高まっている。

四、協力保護体制の形成

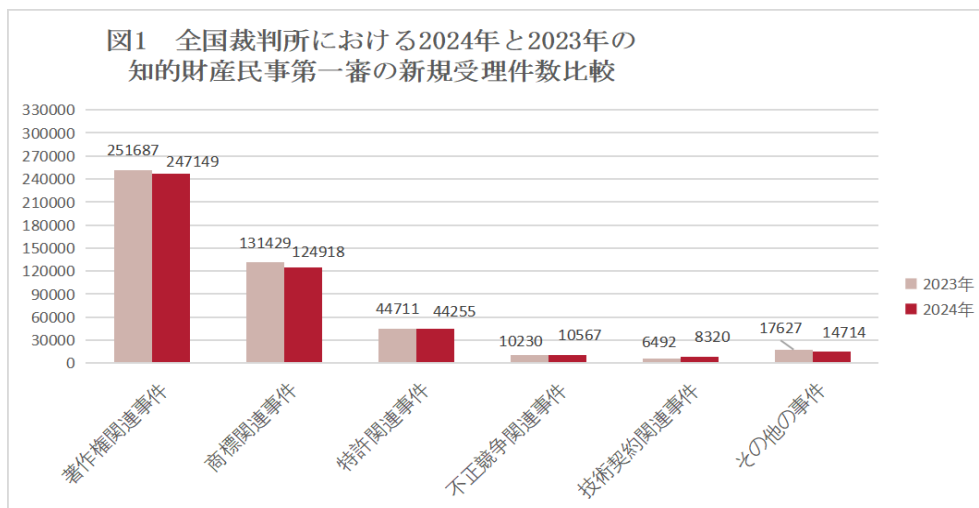
部門間連携：国家版權局および知識産権局と連携し、著作権協力保護に関する意見を発表。これにより、商標行政と司法基準の統一が推進されている。

社会的共治の推進：全国で知的財産権調停組織の完全な普及が実現され、登録された調停組織および人員は着実に増加。訴訟と調停の連携メカニズムのカバー率は 100% に達している。

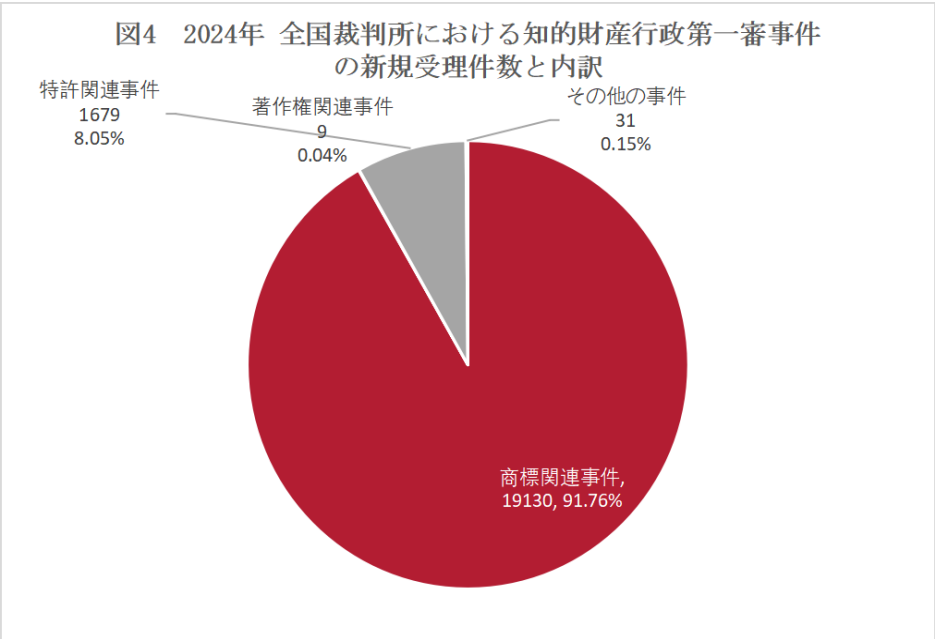
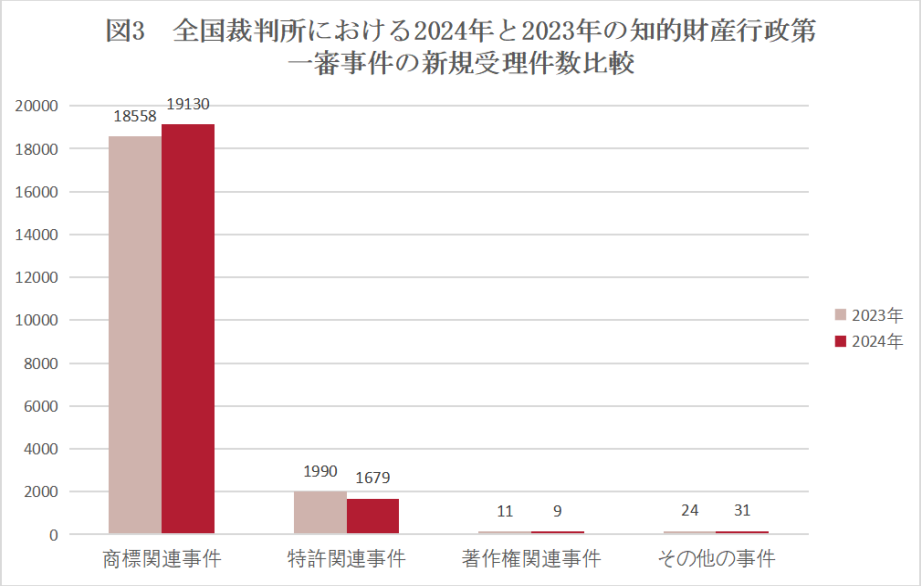
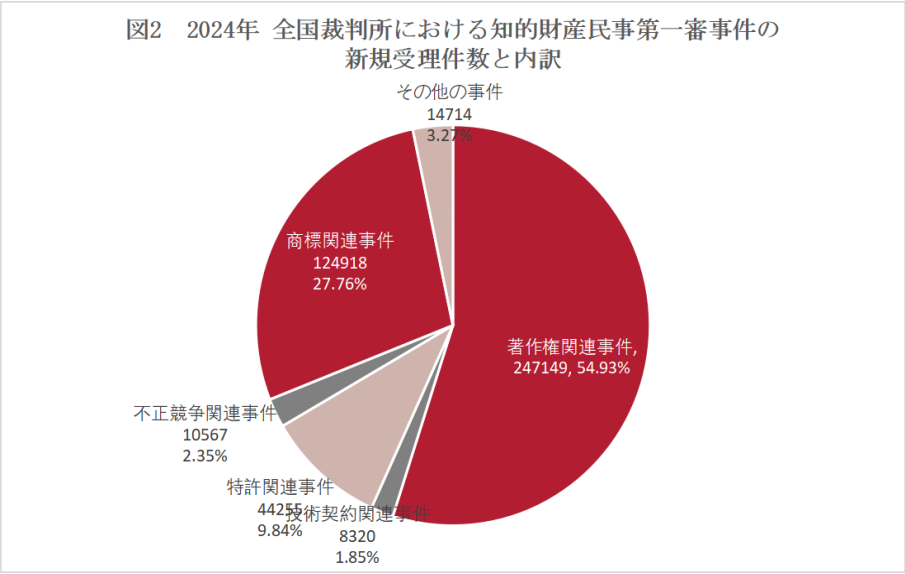
五、国際的影響力の向上

渉外事件の増加：最高人民法院知的財産権法廷における渉外事件は年平均で 23.2% 増加しており、より多くの外国企業が紛争解決の場として中国の裁判所を選択するようになっている。

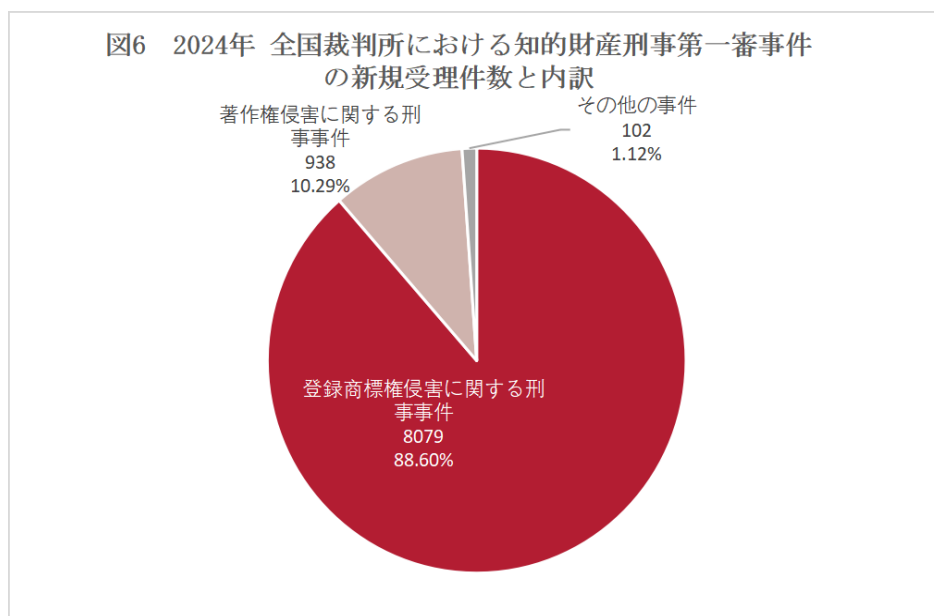
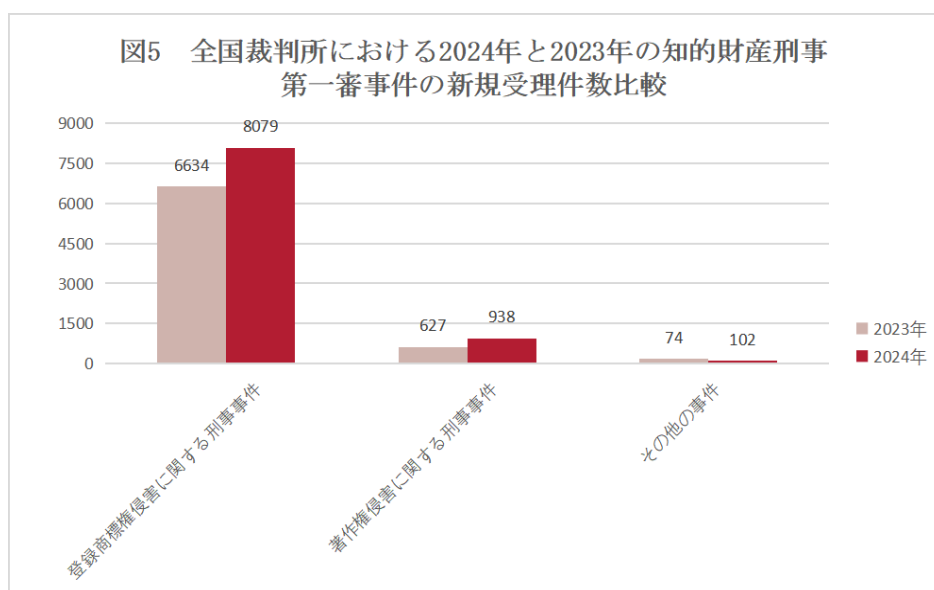
別紙：全国の裁判所における 2024 年の知的財産権関連事件の重要データ



知的財産権



知的財産権



(最高人民法院より)